

就学援助の資料

目 次

2. 豊橋市	1
3. 岡崎市	3
6. 半田市	4
10. 碧南市	7
18. 江南市	8
21. 新城市	9
24. 知多市	11
37. あま市	15
43. 大治町	16
47. 東浦町	20

平成27年度 就学援助制度のお知らせ

豊橋市では、お子さんの市立小・中学校への就学にあたり、制度の認定基準にあてはまる方を対象に給食・学用品費など費用の一部を援助しています。援助を希望される方は、下記により申請してください。

なお、現在、就学援助（平成26年度分）を受給されている方も、引き続き援助を希望される場合は、改めて申請が必要となります。

1 申請期間・会場

(1) 日 時：平成27年3月2日(月)～3月13日(金) [午前8時30分～午後5時]

※3月7日(土)・8日(日)は、午前9時から正午まで

(2) 場 所：豊橋市役所 講堂（豊橋市役所東館13階）

2 申請に必要なもの

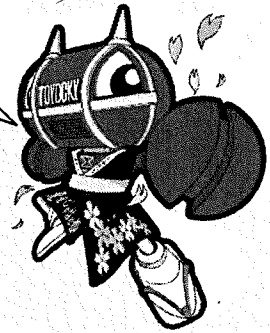
(1) 事情を明らかにする書類（裏面参照）
（書類がないと申請できません。ご注意ください。）

(2) 印鑑

(3) 保護者名義の預金通帳

※援助費を校長口座へ振込希望の方は不要です。

家族構成等により提出書類が異なります。必ず裏面の記載事項をご確認ください！



3 援助の内容

区 分	学 年	支 給 方 法	支 給 時 期
学用品費等	全 学 年	学年ごとの定額を支給 〔年度途中で認定(廃止)された場合は月割で支給〕	7月・10月・1月・2月の各月下旬
新入学学用品費	小1・中1	4月認定者のみに定額を支給	5月下旬
修学旅行費	小6・中3	実施時点(修学旅行初日)の認定者に共通行動に係る実費相当額を支給	7月までの実施分：8月下旬 10月までの実施分：11月下旬 11月以降の実施分：実施後
医療費(※1)	全学年(※2)	認定者に医療券を交付	治療後、医療機関へ直接支給
学校給食	全 学 年	児童生徒へ給食を提供 (費用については市が負担)	—

※1：医療費の対象疾病…う歯(虫歯)、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎など。

※2：小学生は子ども医療費助成制度を、中学生は本制度を優先します。

一斉申請終了後の申請について

(1) 日 時：平成27年3月16日(月)～

[土・日曜日、祝・休日を除く午前8時30分～午後5時15分]

※5/1以降の申請は、援助費が月割りになりますのでご注意ください。

(2) 場 所：豊橋市教育委員会 学校教育課（豊橋市役所東館11階）

*** 問い合わせ先 ***

●就学援助に関すること ⇒ 豊橋市教育委員会 学校教育課 (☎51-2825) / 市役所東館11階

●給食・医療費に関すること ⇒ 保健給食課 (☎51-2835) / 市役所東館12階

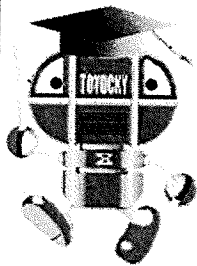
4 援助を受けられる方 (次のいずれかに該当する方)

番号	項目	事情を明らかにする書類											
1	平成26年4月1日以降に生活保護が停止または廃止された方	保護停止・廃止決定通知書											
2	平成26年4月1日以降に災害等の理由により、市民税が非課税または減免された方	市発行の証明書 (家族の中で2人以上所得があれば、所得のある方全員の証明書)											
3	平成26年4月1日以降に災害等の理由により、個人事業税または固定資産税が減免された方	個人事業税…東三河県税事務所発行の証明書 固定資産税…市発行の証明書											
4	平成26年4月1日以降に国民年金の掛金が減免または国民健康保険税が減免もしくは徴収猶予されている方	左記状況のわかる書類 (国民年金の掛金の減免については、加入者全員分の書類が必要です。)											
5	児童扶養手当を受けている方 (母子・父子等の世帯に対する手当で、児童手当とは異なります。)	児童扶養手当証書 (交付手続きは、豊橋市役所東館2階の子育て支援課(☎51-2321)で行っています。)											
6	所得(保護者及び同一世帯員の所得合計額)が基準以下の方	平成26年分の所得が確認できる書類 (①給与所得の源泉徴収票(扶養者名が明記) ②所得税の確定申告書控(扶養者名が明記) ③公的年金等の源泉徴収票 など) ※世帯全員分が必要です。											
	<p>(1) 援助を受けることができる基準は、所得(住民票に記載の世帯全員の所得合計額)が下記の金額以下です。ただし、別居の父母(単身赴任等)は計算対象になります。</p> <p>(2) 源泉徴収票は勤務先の事業所等で、公的年金等の源泉徴収票は日本年金機構で発行されたものを提出してください。確定申告書は税務署へ申告した控(郵送で申告する場合は、返信用封筒(切手貼付)を同封し控を返送してもらう)を提出してください。</p> <p>(3) 複数の勤務先から源泉徴収票を発行された方、給与所得控除後の金額欄に記載がない場合は、確定申告をしてから申請してください。</p> <p>(4) 所得証明書は、6月から発行される27年度(26年分)の証明書のみ有効です。</p> <p>【所得基準額】 * 給与所得者の所得額は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>家族人数</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得額</td> <td>2,110,000円</td> <td>2,773,000円</td> <td>3,334,000円</td> <td>3,741,000円</td> <td>4,278,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記所得基準額は、26年度の基準です。27年度の基準に変更があれば別途通知します。 ※7人以上は、6人家族の所得額に1人増すごとに47万円を加算した金額です。</p>		家族人数	2人	3人	4人	5人	6人	所得額	2,110,000円	2,773,000円	3,334,000円	3,741,000円
家族人数	2人	3人	4人	5人	6人								
所得額	2,110,000円	2,773,000円	3,334,000円	3,741,000円	4,278,000円								

※生活保護を受けている方は、この手続きは必要ありません。

※やむを得ない事情による失業等、その他経済的にお困りの方は、別途ご相談ください。

あなたの世帯の所得合計額を計算してみましょう!



区分	所得	備考
児童生徒の父	ア 円	児童生徒と別居の場合(単身赴任等)も計算対象になります。
母	イ 円	
その他の世帯員	ウ 円	住民登録上の同一世帯員(祖父母等)の所得合計額です。
家族人数(全員) 人	所得合計額(ア+イ+ウ) 円	家族人数は、児童生徒を含めた全員の人数です。

切り取り

[就学援助の受給の有無について]

該当の番号へ○を付け(1は必要事項を記入)、切り取って受付へ提出してください。

1. 現在、就学援助を受給している。

①新学年: ___年、学校: _____ 小・中 学校、氏名: _____

②新学年: ___年、学校: _____ 小・中 学校、氏名: _____

③新学年: ___年、学校: _____ 小・中 学校、氏名: _____

2. 現在、就学援助は受給していません。

就学援助制度のお知らせ

岡崎市教育委員会

就学援助制度とは、経済的な理由で、お子さんの市立小中学校への就学にお困りの方に、学校給食費や学用品費など、学校での学習に必要な費用の一部を援助する制度です。

援助を希望される方は、下記の説明を御覧いただき、お子さんの通学している学校の就学援助担当または担任にお気軽に御相談ください。

◇援助の対象となる方の条件と申請に必要な書類

条 件	申請に必要な添付書類
生活保護が停止又は廃止された方	不要
市民税が非課税又は減免された方	不要
個人事業税が減免された方	不要
固定資産税が減免された方	不要
国民健康保険料が減免された方	不要
国民年金保険料が免除された方	免除申請承認通知書の写し
児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当証書の写し
生活福祉資金貸付を受けている方	貸付決定通知書の写し
職業安定所登録日雇労働者である方	日雇労働者被保険者手帳
その他の理由で経済的にお困りの方 (ローンの返済等は考慮できません。)	所得証明(市外から転入者及び1月1日に市外に住所があった方)

※児童扶養手当を受給している方は、必ず児童扶養手当証書の写しを添付すること。

◇就学援助認定の目安となる所得額(目安以上の場合は御相談ください。)

2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
2,180,000円	2,760,000円	3,030,000円	3,390,000円	3,630,000円

◇援助の内容

学校給食費(全額)、学用品・通学用品費(月定額)、校外活動費(限度あり)、修学旅行費(限度あり)、新入学学用品費(定額・4月認定者のみ)

※詳しくは、学校または教育委員会学校指導課学事保健班にお尋ねください。

平成27年度就学援助制度のお知らせ

半田市教育委員会
学校教育課 TEL84-0687

1 就学援助制度について

半田市では、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者の方に、学校で必要な、学用品費・新入学用品費・学校給食費などの一部を援助しています。

2 就学援助の対象になる方

(1) 準要保護

■ 次のいずれかに該当し、かつ、生活に困窮している世帯

- ・生活保護が停止又は廃止された方
- ・市民税が非課税又は免除された方
- ・児童扶養手当を受けている方
- ・生活福祉資金の貸付を受けた方
- ・国民年金の掛金が免除又は、国民健康保険料が減免もしくは徴収猶予された方
- ・失業対策事業適格者手帳を持っている、又は職業安定所登録日雇労働者の方
- ・その他、経済的理由でお困りの方で、教育委員会が援助を必要と認めた方

■ 申請時期について

- ・新1年生の方は入学説明会以降に学校又は学校教育課へ申し出てください。
- ・在校生の方は随時受付していますので学校又は学校教育課へ申し出てください。

■ 申請方法について

- ・申請を希望される方は、「準要保護児童生徒就学援助費受給申請書」に必要事項を記入し、学校又は学校教育課へ提出してください。

※申請書は各学校及び学校教育課に用意してあります。

※申請理由に応じて、その証明となる添付書類が必要な場合があります。

所得証明書(必要な場合は下記のとおり)、国民年金保険料・納付猶予申請承認通知書など

- ・申請時期(受付開始～平成27年5月15日)…平成26年1月2日以降に転入された方
- ・申請時期(平成27年5月16日以降)…平成27年1月2日以降に転入された方
- ・同じ学校に兄弟姉妹がいる場合は、申請書は世帯で1枚提出してください。

■ 受給資格について

認定中に基準に該当しなくなった場合は、速やかに学校又は学校教育課へ申し出てください。

(2) 要保護

生活保護世帯の方は、生活援護課 (TEL84-0655) へお問い合わせください。

3 支給方法について

原則、保護者の方の指定していただいた口座へ振込みいたします。

※就学援助の認定を受けた方で、学校徴収金が未納の場合は、就学援助費から直接学校口座へ充当させていただきます。

4 就学援助の内容 (平成27年度予定金額) - 裏面

就学援助費支給計画書(平成27年度予定金額)

援助項目 (支給時期)	対 象	小学校	中学校	備 考	支給 方法
学用品費 (7・12・2月頃)	準要保護	(1～5年生) 12,610円 (6年生) 20,610円	(1～2年生) 23,880円 (3年生) 31,880円	年3回(前・中・後期) 年額 年額	保護者口座へ入金
新入学用品費 (7月頃)	準要保護	(1年生) 19,900円	(1年生) 22,900円	前期学用品と併せて入金 年額	
修学旅行費 (小学校 12月頃) (中学校 7月頃)	要保護 準要保護	(6年生) 実費	(3年生) 実費	修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科料などの費用	
野外活動参加扶助 (小学校 9月頃) (中学校 10月頃)	準要保護	(5年生) 2,600円	(1年生) 4,500円	野外活動参加に必要な費用	
学校給食費	準要保護	(全学年) 1食あたり 184円	(全学年) 1食あたり 208円	給食費の80%を扶助 小学校@230円×80% 中学校@260円×80%	
医療費	要保護 準要保護	(全学年※) 実費 ※ただし、福祉医療制度優先 (子ども・障がい者・母子・父子家庭等の各種医療証をお持ちの方は、医療証をご利用ください。)		学校病のみ (学校病とは、う歯や結膜炎などをいう)	市から医療機関へ支払

◇ 詳しくは下記へお問い合わせください。

半田市教育委員会

学校教育課

電話番号 84-0687

平成27年度就学援助制度のお知らせ

経済的な理由によってお子さんを小中学校へ通学させるのにお困りの保護者の方に、学校でかかる費用（学用品費や学校給食費など）の一部を援助する制度があります。

1 援助の対象

碧南市に住所があり、次の（1）～（7）のいずれかに該当し、生活保護家庭に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める場合です。

- （1）生活保護法に基づく保護の停止 又は 廃止を受けた世帯
- （2）市民税の非課税世帯 又は 市民税の減免を受けた世帯
- （3）固定資産税の減免を受けた世帯
- （4）国民年金の掛金の減免を受けた世帯
- （5）国民健康保険料の減免 又は 徴収の猶予を受けた世帯
- （6）児童扶養手当の支給を受けた世帯
- （7）保護者の職業が不安定で生活状況が悪いと認められる世帯

※ その他、特別な事情により受給を希望される方は学校長へお申し出ください。

2 援助の内容

- （1）学用品費・通学用品費 （2）校外活動（遠足）費 （3）学校給食費（実費）
- （4）新入学用品費（4月中に認定された小学校1年・中学校1年のみ）
- （5）修学旅行費（小学校6年・中学校3年のみ）

3 申請の手続き

受給を希望される方は就学援助受給申請書に必要事項を記入、押印しご提出ください。

- （1）窓口 通学する小中学校 または 碧南市教育委員会庶務課

※申請は随時受け付けますが、申請月から援助開始となるため、月割りで計算された支給額になります。（満額支給にはなりません）

【問合せ 各小中学校または碧南市教育委員会庶務課 TEL(0566)41-3311 内線503】

※申請の注意点

平成27年度所得（平成26年1月から12月分所得）で認定審査を行います。所得の不明な方は審査することができないため、市・県民税の申告を必ず済ませてください。収入がない場合でも申告が必要です。ただし、家族の税法上の扶養に入っている方、所得税の申告をする方や給与所得のみで年末調整が済んでいる方は申告の必要はありません。詳しくは税務課市民税係にお問い合わせください。

就学援助

就学援助の対象基準

就学援助費認定取扱要領の抜粋

(援助対象者)

第2条 就学援助の支給対象となる者は、江南市に住所を有し、江南市立の小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の保護者で、次のいずれかに該当する者から、江南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定する。

- (1) 生活保護法の規定による要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者（以下「準要保護者」という。）

ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- (イ) 地方税法に基づく個人の事業税の減免、市町村民税の非課税・減免又は固定資産税の減免並びに国民健康保険法に基づく保険税の減免・徴収の猶予
- (ウ) 国民年金法に基づく国民年金の掛金の減免
- (エ) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当への支給
- (オ) 生活福祉資金による貸付け

イ ア以外の者で、次のいずれかに該当する者

- (ア) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
- (イ) その他経済的理由

保護者の皆さんへ

新城市教育委員会

就学援助制度のお知らせ

新城市では、お子さんを小・中学校へ通学させるうえで、経済的に困りの保護者に対し、学用品費、給食費等を援助する事業を行っています。

1 援助を受けられる人

- (1) 現在生活保護を受けている人
- (2) 次のいずれかに該当し、教育委員会が援助を必要と認めた人
 - ア 前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた人
 - (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止された人
 - (イ) 新城市市税条例に基づく市民税の非課税の人
 - (ウ) 新城市市税条例に基づく市民税の減免を受けている人
 - (エ) 愛知県税条例に基づく個人事業税の減免を受けている人
 - (オ) 新城市市税条例に基づく固定資産税の減免を受けている人
 - (カ) 国民年金法に基づく国民年金の掛金の減免を受けている人
 - (キ) 新城市国民健康保険税条例に基づく国民健康保険税の減免を受けている人
 - (ク) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている人
 - (ケ) 世帯更生貸付補助金による貸付けを受けている人
 - イ ア以外で、特に経済的に困り人

2 手続方法

援助を希望される人は、申請書が就学している学校または教育委員会教育総務

課に用意してありますので、必要事項を記入のうえ証明書類等を添えて教育委員会教育総務課へ提出してください。

3 受付期間

毎年1月末日まで。(新小学1年生は、4月末日まで)

4 援助の内容

援助を受けられる費用は次のとおりです。

学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学学用品費、学校給食費等で学年により援助額は異なります。

なお、生活保護を受けている人(教育扶助受給者)は、修学旅行費のみが該当となります。

5 その他

この制度についてのお問い合わせは、新城市教育委員会教育総務課まで連絡してください。

電話 32-0645 (教育総務課)

就学援助制度のお知らせ

知多市教育委員会

知多市内の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、経済的な理由で就学費用の支出が困難な方に対し、学校でかかる費用の一部を市が援助費として支給する制度です。援助を必要とされる方は、下記により申請してください。

援助の内容 (以下の費目について、援助が受けられます。)

- ◇ 給食費 … 認定日以降の分を現物（給食）支給
- ◇ 学用品費等 … 教材費等として支給（定額）
- ◇ 新入学学用品費 … 小1・中1で、4月中に認定を受けた方へ支給（定額）
- ◇ 修学旅行費 … 行事参加者へ支給（上限あり）
- ◇ 校外活動費 … 林間学校等で必要となる宿泊料、交通費、見学料（上限あり）
（宿泊を伴うもの）
- ◇ 医療費 … 学校健診で、学校指定病（虫歯など）と診断された場合に、その治療に必要な医療券を交付（知多市内の医療機関で使用可能）

- ※ 給食費、医療費以外の援助費については、費用の全額を援助するものではありません。
- ※ 就学援助を受けている期間は、学校徴収金のうち給食費分については支払いが不要となります。（学年費等は、引き続き支払いが必要です。）

援助の対象者 (以下のいずれかに該当し、知多市教育委員会が認定した保護者が対象です。)

【要保護】

- ①：生活保護を受けている。

【準要保護】

- ②：生活保護が停止または廃止された。
- ③：市民税が非課税または減免された。
- ④：個人事業税または固定資産税が減免された（新築による減免を除く）。
- ⑤：国民年金の掛金が減免または国民健康保険税が減免もしくは徴収猶予された。
- ⑥：児童扶養手当が支給された。
- ⑦：生活福祉資金の貸付を受けた。
- ⑧：職業安定所登録日雇労働者である。
- ⑨：①～⑧以外（経済的理由など）で、就学費用の支出が困難であると知多市教育委員会が認定した場合。

- ※ 要保護の場合は、生活保護で支給されない修学旅行費、医療費のみを支給します。

申請手続きについては次ページへ →

申請手続き (申請する方は、以下の書類を提出してください。)

- ◇ 就学援助費受給申請書 (兼世帯票・委任状)
- ◇ 各申請理由について必要な添付書類 3ページを参照 →

[提出先] 児童生徒が在籍する小中学校または学校教育課 (市役所2階)

受付期間 (申請の時期により、以下の期間に申請をしてください。)

◇ **次年度当初申請** (平成27年4月1日~の分)

在校生がいる保護者…………… 平成27年2月16日(月) ~ 平成27年2月27日(金)

小学校新1年生のみの保護者… 平成27年4月6日(月) ~ 平成27年4月14日(火)

※ 申請は年度ごとに必要です。現在既に就学援助を受給中で、次年度も引き続き受給を希望される方は、必ず上記期間中に申請書を提出してください。

◇ **年度途中申請**

申請は随時受け付けます。

認定された場合は、申請書類が不備なく提出された日を援助の開始日とし、援助費は月割り(給食費のみ日割り)計算によって支給します。

長期休業日中の申請の場合は、援助の開始日は休業明けの始業日となります。

支給の方法・時期

(1) 支給の方法

申請書で指定された口座へ、銀行振込にて支給します。

(※ 『学校長へ委任』を指定された場合は、学校指定口座へ振り込みます。)

[委任について]

『学校長へ委任』を指定された場合、就学援助費は学校指定口座へ振り込み、学校で精算して不足分の請求等をします。請求があった場合は速やかにお支払ください。

(2) 支給の時期

	1学期分	2学期分	3学期分
給食費	現物(給食)を支給		
学用品費等	7月	12月	3月
新入学学用品費	6月(年間1回のみ支給)		
校外活動費(宿泊あり)	行事実施後に支給		
修学旅行費	行事実施後に支給		
医療費	知多市内の医療機関で使える医療券を1学期中に交付		

各申請理由について必要な添付書類

申請理由	必要書類 (申請日が当該年度の5月31日以前)	必要書類 (申請日が当該年度の6月1日以降)
①:生活保護を受けている	不要	不要
②:生活保護が停止または廃止された	不要	不要
③:市民税が非課税である	(申請できません)	市民税課税(非課税)証明書 (※1)(※2)
市民税が減免された	(申請できません)	減免通知書等の写し (※1)(※2)
④:個人事業税または固定資産税が減免された (新築による減免を除く)	減免通知書等の写し	減免通知書等の写し
⑤:国民年金の掛金が減免された	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し(※1)	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し(※1)
国民健康保険税が減免もしくは徴収猶予された	(申請できません)	国民健康保険税決定・更正決議書の写し(※1)
⑥:児童扶養手当が支給された	児童扶養手当証書の写し	児童扶養手当証書の写し
⑦:生活福祉資金の貸付を受けた	貸付の決定通知書の写し	貸付の決定通知書の写し
⑧:職業安定所登録日雇労働者である	登録がわかる書類の写し(※1)	登録がわかる書類の写し(※1)
⑨:①～⑧以外(経済的理由など)	前年中の所得がわかる書類(以下のいずれか)(※1) (ア) 確定申告書(本人控)の写し (イ) 源泉徴収票の写し (ウ) 市民税・県民税申告書の写し ※ 前年中に収入がない方(専業主婦の方など)は(ウ)を提出してください。 配偶者控除がある場合も必要です。	市民税課税(非課税)証明書(※1)(※2) ※ 前年中に収入がない方(専業主婦の方など)は、市民税・県民税申告を行い、証明書の交付を受けてください。 配偶者控除がある場合も必要です。

※1 児童・生徒・学生等を除いた世帯全員分が必要で。

※2 次の条件を全て満たす場合は、提出は不要です。

◇ 申請する前年度の1月1日時点で知多市に住所がある方

◇ 税の申告がお済みの方

添付書類のサンプルを、申請書裏面に掲載してあります。

[市民税・県民税申告書の写しの取得手順]

(1) 税務課窓口(市役所1階)で「市民税・県民税申告」を行ってください。

(※ 必要なもの等は税務課へお問い合わせください。)

(2) 申告の際、「申告書の控えが必要です。」と税務課職員に申し出て、指示に従ってください。

(※ 申告書を提出してしまうと、控えはとれませんので必ず申し出てください。)

税務課 市民税担当 電話 0562-33-3151 (内線 228)

次年度当初申請（平成27年4月1日～分の申請）をされる方へ

次年度当初分の申請の際は、以下の点にご注意ください。

- ◇ 以下の理由については申請時点では未確定の為、申請の理由にすることはできません。
 - ・③「市民税が非課税または減免された。」
 - ・⑤のうち「国民健康保険税が減免もしくは徴収猶予された。」

- ◇ 以下の書類は、添付書類として使用することはできません。
 - ・「市民税課税（非課税）証明書」などの市町村役場で発行される証明書

- ◇ 申請理由⑨の場合、前年中に収入がない方（専業主婦の方など）については、以下の書類を添付してください。（※ 配偶者控除がある場合も必要です。）
 - ・市民税・県民税申告書の写し（※ **取得手順は3ページを参照**）

注意事項 （必ずお読みください。）

- ※1 申請理由⑨で所得を証明する書類を提出した場合において、平成27年度の市県民税額の決定にかかる所得が認定基準額を超えていた際は、当初の認定を取り消すことがあります。
- ※2 申請書類は正確な内容で記入してください。誤りや虚偽の記述等が判明した場合は、申請日にさかのぼって認定を取り消し、援助費を返納していただくことがあります。
- ※3 認定後、就学援助費で支払いがなされる学校徴収金に未納が生じた場合は、振込先を学校指定口座へ変更し、それ以降は「学校長へ委任」扱いとさせて頂く場合があります。

その他、ご不明な点などがありましたら、学校教育課へお問い合わせください。

知多市教育委員会学校教育課 庶務チーム 電話 0562-33-3151（内線 338、306）

平成27年度 就学援助のお知らせ

あま市では、お子さんをあま市立小・中学校へ通学させるのに、経済的な理由でお困りの方に対して、学用品など就学に必要な経費の一部を援助しています。

援助を希望される方は、次の事項を参考に申込み期間内に申請手続きを行ってください。

なお、平成26年度に援助を受けられた方で、平成27年度も引き続き援助を希望される方も必ず申込み期間内に申請手続きを行ってください。

援助を受けることができる家庭

あま市立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者等で、次のいずれかに該当し、あま市教育委員会が支給の必要があると認めた家庭

番号	申請理由	添付書類等 (コピー可)
1	生活保護を受けている (生活保護の教育扶助に該当しない修学旅行費のみを支給)	不要
2	生活保護が停止又は廃止された	保護決定通知書 (停止・廃止) 当該年度
3	市民税が非課税又は減免されている (同一生計世帯員全員)	市県民税課税証明書 (前年度及び当該年度) 平成26年及び平成27年の1月1日時点であま市に住民票があり、所得申告が済んでいる方は提出の必要はありません。
4	個人の事業税又は固定資産税が減免されている	減免決定通知書
5	国民年金保険料が全額免除されている (同一生計世帯員全員)	国民年金保険料免除承認通知書 (全額免除のみ)
6	国民健康保険税が減免されている (減額は該当しません)	減免決定通知書
7	児童扶養手当の支給を受けている (児童手当は該当しません)	児童扶養手当証書
8	生活福祉資金の貸付を受けている	貸付決定通知書
9	その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる (同一生計世帯員全員)	市県民税所得課税証明書 (当該年度) 平成27年1月1日時点であま市に住民票があり、所得申告が済んでいる方は提出の必要はありません。 その他要件用紙 (経済的に困窮している状況の詳細を記入) 賃借住宅の方は、契約者、家賃、契約期間のわかる書類の写し ※民生委員の家庭訪問や追加資料 (源泉徴収票や申告書の写し等) が必要な場合があります。

申込み期間等

- ①申請書・・・本庁舎学校教育課、七宝庁舎・甚目寺庁舎の市民サービスセンターの窓口に用意してあります (市ウェブサイトからもダウンロードできます。)
- ②申込み期間及び時間・・・平成27年4月1日 (水)～平成27年5月29日 (金) (土日祝は除く)
午前8時30分～午後5時15分
※申込み期間後も随時、申請は受け付けます。
- ③お持ちいただくもの・・・認印 (スタンプ型は不可)
上記申請要件を証明できるもの
振込先口座のわかるもの

注意事項

- ①所得申告が必要です。未申告の方は所得申告をしてください。
- ②認定を受けた後に認定要件を喪失された方は、認定が取り消されます。別の認定要件で申請される方は、再度申請をしてください。
- ③申込み期間後も随時申請は受け付けますが、認定された場合でも、認定月からの月割支給になります。
- ④世帯状況の変更や提出された書類に誤りがあることが判明し、認定要件を満たさなくなった場合は認定を取り消し、既に受け取られた就学援助費の返還をしていただくことがあります。

問い合わせ先

ご不明なことがありましたら、
あま市木田戌亥18番地1 (本庁舎)

あま市教育委員会 学校教育課 TEL 444-0902 までお尋ねください。

平成27年度 大治町

～就学援助についてのお知らせ～

大治町では、経済的な理由によりお子さんを町立の小・中学校へ就学させるのにお困りの保護者の方に、給食費や学用品費など学校生活に必要な費用の一部を援助する事業を行っています。

★援助の対象となる経費

- ① 学校給食費
- ② 学用品・通学用品費
- ③ 校外活動費（参加時に認定を受けていること）
- ④ 新入学児童生徒学用品費（4月に認定を受けた新小・中学1年生のみ）
- ⑤ 修学旅行費（参加時に認定を受けていること）

※ お子さんの学年により、対象経費・支給額は異なります。

※ 援助であり、免除ではありません。認定を受けた場合でも学校給食費等は納付してください。



★申請書・提出先

- ・ 申請書・・・本案内を切り取ってご使用下さい。
- ・ 提出先・・・証明書類等を添えて、在籍の学校へ提出してください。
(内容確認後に本人控えをお渡しします。1週間以上経過しても控えが届かない場合は、必ず学校へ問い合わせてください)

★申請期間

4月から認定を受けようとする方の申請期限

平成27年4月24日(金)

上記申請期間以後の申請についても、平成28年2月26日(金)まで随時受け付けいたします。

原則毎月第4金曜日で締め切り、申請された月の月末に認定審査を行います。

認定された場合の支給は、翌月からの月割り支給となります。

就学援助に関するお問い合わせ
大治町教育委員会 学校教育課
Tel 444-2711 内線187・188

★援助を受けられる対象要件

大治町立の小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者で、下記対象要件のいずれかに該当していること。

番号	対 象 要 件	対象要件の状況を証明できる書類 ※世帯全員の状況が証明できることが必要です。
①	生活保護法に規定する要保護者 修学旅行費のみ支給	証明書不要
②	児童扶養手当の支給を受けている ただし、児童扶養手当の受給者とその支給対象児童生徒のみの世帯であること。	★ 児童扶養手当証書の写し (支給が確認できる頁)
③	罹災、失業等による生活の急変、又は経済的に困窮しており、就学に支障がある 住宅・車・学資・金融等のローン返済は、経済的に困っているに該当しません。	★ 平成27年度 町民税・県民税所得課税証明書 (6月1日以降に、役場税務課にて交付を受けられます。) ※被扶養者を除く全員分の証明書が必要です。 <証明書提出方法> 【5月29日までに申請する場合】 【1】申請書のみ学校へ提出 【2】6月1日から6月30日までに証明書の交付を受け学校または役場へ提出 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">※証明書が6月30日までに提出されない場合は、 証明書が提出された日を受付日とします。</div> 【6月1日以降に申請する場合】 申請書、証明書を同時に提出 ※平成27年1月2日以降に本町へ転入された方は、前住所地で発行を受けてください。 ★ 罹災証明書等の特別な事情を証明する書類(特別な事情による申請の場合のみ)

★ 申請にあたっての注意事項 【以下は重要事項です！必ずご確認ください！】

◇ 書類不備が発覚した場合

→いったん申請書を返却し、証明書類等が揃うまで審査を延期します。

1. 申請書記載の世帯員のうち、1名でも対象要件、所得状況が不明の場合は書類不備となります。
2. 最初の提出日までさかのぼれません。
3. 役場学校教育課より連絡する場合があります。

◇ 同居の家族がいる場合

→二世帯等で居住している場合、世帯の別に関わらず同居とみなして審査します。

【例外】別世帯であることを証明する書類を提出していただければ、別世帯として審査いたします。

→光熱水費（電気・ガス・水道）の請求書の写し等。（二世帯分）

（同居の状況によって書類が異なりますので、事前に学校教育課へご相談ください。）

就学援助認定申請書

記入例

※申請書は学校ごとに作成してください。
(児童生徒一人一通ではありません)

大治町長 殿

下記の内容を承諾したうえで、平成〇〇年度の就学援助受給の申請をいたします。

① 認定の審査に必要な範囲で大治町が保有する税等の関係情報を調査し利用することを承諾します。

② 就学援助が認定された場合、就学援助費は下記の振込口座へ振り込んでください。

③ 学校への納付金に未納のある場合は、校長へ就学援助費の受給にかかる一切の権限を委任し、就学援助費を校長に支給することに同意します。

申請日 平成〇〇年〇月〇日

住所 大治町大字〇〇〇字〇〇〇 〇〇番地の〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 申請者氏名 大治 太郎 印

世帯の状況 (申請者を含む) <small>※世帯員は関係なく、同居及び世帯内一人でも方を記入してください。</small>	フリガナ	続柄	生年月日			性別	学校名又は勤務先	学年
	氏名		年	月	日			
	オオハル タロウ 大治 太郎	本人	S 4 4	1	5	男	会社員 〇〇(株)	
	オオハル ハナコ 大治 花子	妻	S 4 3	2	4	女	被扶養者	
	オオハル 〇〇〇〇 大治 〇〇	父	S 1 9	3	3	男	無職 (年金有)	
	オオハル ▲▲▲ 大治 ▲▲▲	長女	H 〇 〇	4	2	女	大治小学校	5
	オオハル □□□□ 大治 □□□□	長男	H ☆ ☆	5	1	男	大治小学校	3

③ 申請理由

1 生活保護を受けている

2 児童扶養手当を受給している

③ 3 罹災、失業等による生活の急変、又は経済的に困難しており、就学に支障がある

理由：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため。

住宅の形態 (該当する方に○を付けてください)

④ 持家 借家(借間)

⑤ 振込先

振込先	金融機関名	支店名	口座名義人(カタ)	種別	口座番号
				普通	

審査結果

認定 (月分から)

不認定

取消

1 辞退 2 死亡 3 転学

4 生活保護受給 5 児童扶養手当受給

6 虚偽の申請 7 その他

学校から 学校へ

取消年月日 年月日 動 異動年月日 年月日

左の点線で切り取って下さい。

申請者本人の口座を指定してください。ゆうちょ銀行の方は通帳を1枚めくった記号番号が記載されているページのコピーを添付してください。

記入しないで下さい

番号	記入事項	注意事項
①	申請日	学校に提出する日
	住所	アパート・マンション名まで正確に
	電話番号	日中に連絡のとれる番号を記入
	申請者氏名	振込み口座の名義人と同一でなければなりません
	捺印	銀行届出印でなくても可
②	氏名	同居の方全員を記入(住民票の有無に関わらず)
	続柄	申請者から見た続柄を記入
	生年月日	和暦で記入
②	学校名又は勤務先	扶養されているかたは、「被扶養者」と記入
		年金所得のある方は、「年金有」と記入
②	児童生徒は学校名を記入	
③	申請理由に○を付ける	3の場合は、具体的な理由を記入
④	住宅の形態に○を付ける	
⑤	振込先口座	支店番号を(〇〇〇)と記入
		申請者の名義の口座のみ(カタカナで記入)

※人数が多くて書ききれない場合は、2枚目以降に②の欄だけを記入し、ホチキス止めで提出してください。

就学援助認定申請書

大治町長 殿

下記の内容を承諾したうえで、平成27年度の就学援助受給の申請をいたします。

- ① 認定の審査に必要な範囲で大治町が保有する税等の関係情報を調査し利用することを承諾します。
- ② 就学援助が認定された場合、就学援助費は下記の振込口座へ振り込んでください。
- ③ 学校への納付金に未納のある場合は、校長へ就学援助費の受給にかかる一切の権限を委任し、就学援助費を校長に支給することに同意します。

申請日 平成 年 月 日

住所

電話番号

申請者氏名

印

世帯の状況 (申請者を含む) <small>※住民票に関わらず、同居及び生計が同一である方を全員記入してください。</small>	フリガナ	続柄	生年月日			性別	学校名又は 勤務先	学年
	氏名		年	月	日			

申請理由

1 生活保護を受けている

2 児童扶養手当を受給している

3 罹災、失業等による生活の急変、又は経済的に困窮しており、就学に支障がある

理由：

住宅の形態
(該当する方に○を付けてください)

持家・借家(借間)

振込先	金融機関名	支店名	口座名義人(カナ)	種別	口座番号				
				普通					

審査結果	<input type="checkbox"/> 認定 (月分から) <input type="checkbox"/> 不認定	取消	1 辞退 2 死亡 3 転学 4 生活保護受給 5 児童扶養手当喪失 6 虚偽の申請 7 その他		異動	学校から 学校へ		学校受付欄
			取消年月日	年 月 日		異動年月日 年 月 日		

東浦町就学援助費事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒の保護者に対し、東浦町が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(援助対象者)

第2条 就学援助の支給対象者は、東浦町に住所を有し東浦町立の小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の保護者であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する被保護者（以下「要保護者」という。）又は要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者であって、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「準要保護者」という。）をいう。ただし、第1号から第6号までについては、前年度又は当該年度において当該各号の措置を受けた者とする。

- (1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者
- (2) 東浦町税条例（昭和29年東浦町条例第48号。以下「税条例」という。）第26条に基づく市町村民税の非課税又は同条例第49条に基づく市町村民税の減免を受けた者
- (3) 愛知県県税条例（昭和25年愛知県条例第24号）第42条の40に基づく個人の事業税又は税条例第65条に基づく固定資産税の減免を受けた者
- (4) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免を受けた者
- (5) 東浦町国民健康保険税条例（昭和36年東浦町条例第6号）第13条に基づく国民健康保険税の減免又は同条例第15条に基づく徴収の猶予を受けた者
- (6) 愛知県生活福祉資金貸付制度要綱による生活福祉資金の貸付けを受けた者
- (7) 児童扶養手当法（昭和36年法律第236号）第4条に基づく児童扶養手当の支給を受けている者
- (8) 次のいずれかに該当し、かつ、前年の所得又は当該年中の所得の見込額が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4に定める額に同令第4条で規定された控除額を加えた所得限度額以下のもの
 - ア 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
 - イ 保護者の職業が不安定で、生活業態が悪いと認められる者
 - ウ PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者
 - エ 学校納付金の納付状態が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している児童又は生徒の保護者で生活状態が悪いと認められる者
 - オ 経済的な理由による欠席日数が多い児童又は生徒の保護者

(援助費目及び支給額)

第3条 要保護者及び準要保護者（以下「要保護者等」という。）として認定された者に対し、次に掲げる費目について予算の範囲内で援助することとし、支給額は、毎年教育長が定める。

(1) 学用品費等

ア 学用品費

児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習材料を含む。）又はその購入費

イ 通学用品費

児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き、帽子等）又はその購入費

ウ 校外活動費（泊を伴わないもの）

児童又は生徒が学校外に教育に場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料

(2) 校外活動費（泊を伴うもの）

児童又は生徒が学校外に教育に場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学料

(3) 通学費

児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費

(4) 修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童又は生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金

(5) クラブ活動費

中学校において、特別活動としてのクラブ活動の時間に柔道、剣道、スキー又はスケートを行うために必要な用具の購入費

(6) 体育実技用具費

小学校又は中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされている用具又はその購入費

(7) 新入学児童生徒学用品費

新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き等）又はその購入費

(8) 医療費

学校保健安全法施行令（昭和 33 年政令第 174 号）第 8 条に定める疾病の治療に要する経費で、保護者が負担することとなる額

(9) 学校給食費

児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法第 13 条の規定による教育扶助受給者には、前項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号から第 7 号まで及び第 9 号の費目、同法第 15 条の規定による医療扶助受給者には、第 8 号の費目については支給しない。

（援助の申請）

第 4 条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度教育委員会が定める日までに、

就学援助費受給申請書・就学援助費受給現況確認書（様式第1号。以下「申請書」という。）に証明書類等を添えて教育委員会へ提出するものとする。

（援助の認定）

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請書を受理したときは、内容を審査し、認定の可否を決定する。

（認定等の通知）

第6条 教育委員会は、当該保護者に係る児童又は生徒の就学援助の認定、却下又は取消を決定した場合は、就学援助費受給認定（却下・取消）通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により保護者に通知するものとする。

（就学援助費の支給方法）

第7条 就学援助費の支給は、教育委員会が適切な方法により金銭又は現物で、直接要保護者等に対して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、校長が要保護者等から援助費の受領等について委任を受けた場合においては、校長は、適切な方法により、金銭又は現物で要保護者等に直接支給するものとする。

（援助額及び支給の時期）

第8条 援助費の支給時期は、おおむね次のとおりとする。

- （1）学用品費、通学費、クラブ活動費及び体育実技用具費 7月、11月、3月
- （2）校外活動費（泊を伴うもの） 終了後随時
- （3）修学旅行費 終了後随時
- （4）新入学児童生徒学用品費 5月
- （5）医療費 随時
- （6）学校給食費 随時

2 前項の規定にかかわらず、必要な場合は、その都度支給するものとする。

（年度途中の認定）

第9条 転入学又は災害や不時の事態により年度の中途において就学援助の認定を必要とするものについては、第4条、第5条及び第6条の例により、その都度速やかに追加認定を行うものとする。

（現況確認）

第10条 就学援助を受けている保護者は、家族の状況の確認のため毎年度教育委員会が定める日までに申請書を提出するものとする。

2 前項の申請書の提出があった場合、教育委員会は、第2条に該当するか確認の上、6月末日までに継続して認定するかの可否を決定し、通知書により保護者に通知するものとする。

（認定の取り消し）

第11条 教育委員会は、要保護者等が次の各号のいずれかに該当するときは、通知書により就学援助の認定を取り消すことができる。

- （1）第2条に規定する援助対象者の要件に該当しなくなったとき。
- （2）偽りその他不正の申請をしたとき。

(3) 学用品費等の滞納があつたとき。

(援助費の返還)

第 12 条 援助費は、返還を要しない。ただし、教育委員会において返還を要すると認められた場合においてはこの限りではない。

(証拠書類の整備)

第 13 条 教育委員会は、保護者又は業者の請求書、受領書（ただし、医療費にあつては医療機関等の請求書及び受領書）及び支給明細書を他の関係書類とともに整理保存するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行して、改正後の第 5 条、第 6 条 2 項及び 10 条の規定は、平成 21 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

様式第1号(第4条、第10条関係)

就学援助費受給申請書

就学援助費受給現況確認書

年 月 日

東浦町教育委員会

申請者(保護者)氏名 _____ 印

TEL _____ () _____

就学援助費の受給のため、必要書類を添えて申請します。

保護者 住所	東浦町大字 字 _____		児童 生徒	学校名	学年・組	氏名
家庭 状況 児童 生徒 本人 を含む	氏名	続柄	生年月日	職業又は在学校名	所得年額	
			年 月 日			

家庭状況欄には同一敷地内(ひとつ屋根の下)に居住する方全員を世帯として記入してください。(世帯分離していても所得算定対象となります。)

生活状況 該当する番号1つに○をつけてください。

- (1) 生活保護が停止又は廃止された。(年 月 日)
- (2) 町民税が非課税又は減免された。(年度)
- (3) 個人事業税又は固定資産税が減免された。(年度分)
- (4) 国民年金の掛金が減免された。(国民年金番号 _____)
- (5) 国民健康保険税が減免等された。(保険記号番号 _____)
- (6) 世帯更正資金の貸付を受けている。(年 月 日)
- (7) 児童扶養手当を受給している。(証書記号番号 _____)
- (8) ア 失業対策事業適格者又は職業安定所登録日雇用労働者である。
(手帳番号 _____)
- イ 保護者の職業が不安定で生活困窮者である。
- ウ PTA会費、学級費等の減免が行われている。
- エ 経済的に困窮し、学校納付金の納付、学用品等の購入が困難。
- (9) 生活保護を受けている。

様式第2号（第6条、第10条、第11条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町教育委員会

就学援助費受給認定（却下・取消）通知書

就学援助費の受給資格については、下記のとおり認定・却下・取消します。

記

		認定番号	
受給資格者 住所		氏名	
対象者 児童生徒	氏名	学校名	学年
認定・取消 年月日	年 月 日		
却下理由			

注) なお、この認定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、東浦町教育委員会に対して異議申立てをすることができます。